

# 利活用対象図

- サウンディング対象用地・施設は、グラウンド部分 (①~④) と実習施設敷地部分 (⑤~⑥) です。
- 1510番37、38、40 (市道116号線) や1457-10西側、1457-1北側 (現況グラウンド) は対象外です。

